

秋田市立旭南小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本的な考え方

いじめは人間の尊厳を脅かし、人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。子どもたちをいじめから守るためには、いじめについて次のように理解することが重要です。

- ・いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである
- ・いじめは、人権侵害であり、人として絶対に許されない行為である
- ・いじめは、刑事罰が課せられたり、損害賠償責任が発生したりする不法行為である
- ・いじめは、子どもが入れ替わりながら被害も加害も経験する場合がある
- ・いじめは、見ようとしなければ見えない
- ・いじめは、いじめられる側にも問題があるという考えでは解決できない
- ・いじめは、加害、被害の二者関係だけでなく、「観衆」、「傍観者」の存在など集団全体に関わる問題である
- ・いじめは、学校、家庭、地域が、一体となって取り組むべき問題である

本校では、このような理解に立ち、子どもと子ども、子どもと教職員、保護者と教職員の信頼関係を深め、いじめの未然防止に努めます。また、日ごろから子どもの人間関係を把握し、些細な変化やわずかな兆候を見逃さずに、いじめの早期発見に努めます。

いじめが起きた際には、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添いつつ、子どもが安心して学校生活を送れるようになるまで支援に努め、少なくとも次の2つの要件が満たされて、はじめて解消している状態とします。

- ・いじめを受けた子どもに対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた子どもが、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認できていること。

2 いじめの未然防止のための取組

学校の教育活動全体を通じ、全ての子どもに「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、子どもの豊かな心、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養います。

- ・子ども一人一人の規範意識を高めるよう、家庭や地域と連携した道徳教育の充実を図ります。
- ・自分の役割や責任の自覚を促し、集団の一員としての達成感や成就感を味わうことができるよう、人間関係を築く力を高める体験活動の充実を図ります。
- ・自分の進歩や成長を実感し、子ども一人一人が活躍できる「分かる・できる授業」づくりに取り組みます。

(1) 家庭や地域と連携した道徳教育の充実

- ・子どもの実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を効果的に活用した道徳科の授業を行います。
- ・子どもたちの心根が揺さぶられる教材や資料を用いて、人としての心遣いや優しさなどに触れることにより、自分自身の生活や行動を省みる機会をつくり、いじめの抑止につなげます。
- ・道徳科の授業を保護者や地域の方に公開したり、学習内容を通信でお知らせしたりするなど、情報提供に努めます。
- ・PTAの学級懇談や地域の連絡協議会などで、子どもの生活状況や家庭でのしつけについて話題にする等、学校、家庭、地域が担うべき役割について共通理解を図ります。
- ・外部の専門家を招いた講演会などを実施します。

(2) 学級活動・児童会活動等の充実

- ・集団の中での子どもの様子や言動に注目し、集団における人間関係などの特徴をとらえたりするなど、日常的な関わりを通じた児童理解に努めます。
- ・「旭南小ハッピースマイル9か条」「秋田わか杉っ子 いじめゼロに向けた五か条」を活用し、子どもが安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりや集団づくりを推進します。
- ・学級活動や児童会における子ども主体の取組を通して、子どもたちの中から「いじめを生まない学校づくり」の気運が高まるように支援します。

(3) 体験活動の充実

- ・自分と友達の違いやよさに気付き、協力して目標を達成する喜びを味わうことができるよう、宿泊学習、修学旅行、校外学習等の充実を図ります。
- ・人と人とのつながりを大切にしようという心を育むことができるよう、ハッピースマイル活動（縦割り活動）、小中連携、幼保小連携等を計画的に実施します。
- ・様々な人とのふれあいを楽しみ、目的意識をもって学ぶ喜びを感じることができるよう、地域ふれあいクラブの充実を図ります。

(4) 特に配慮が必要な子どもたちへの支援

特に配慮が必要な子どもたちに対しては、その子の特性や心情に配慮した適切な支援に努めます。

(5) 「分かる・できる授業」づくりの推進

- ・子ども一人一人が、満足感や達成感を味わうことができるよう、全ての子どもが活躍できる場面設定や一人一人の状況に応じた指導、「授業のユニバーサルデザイン」の視点を大切にした支援、進歩や成長を実感できる振り返りなど、「分かる・できる授業」づくりを進めます。
- ・子どもが発言・発表できる機会を積極的に取り入れ、互いのよさや頑張りを認めることができるようなグループ活動を取り入れます。
- ・子どもと教師、子ども同士の信頼関係を築き、深めることができるよう、生徒指導の3機能（自己決定の場を与える、自己存在感を与える、共感的な人間関係を育成する）を生かした授業づくりを工夫します。
- ・教師は互いの授業を見合う機会（授業研究会）を通して、「分かる・できる授業」について研鑽を深めます。教科の観点からだけでなく、生徒指導の観点から授業を参考にし合う機会を大切にします。
- ・教師の子どもに対する認識や言動が、子ども同士のかかわり合いに大きな影響を与えるという観点から、どの子どもにも不適切な言動や差別的な態度をとらないように十分に注意します。また、どの子どもにも適切な対応をとることができるよう、特別な支援を必要としている子どもに対する理解を深める研修等を行います。

旭南小 ハッピースマイル9か条

- ① あいさつをしっかりしよう
- ② 友達のよいところを見つけよう
- ③ だれとでも仲良くなろう
- ④ 協力していろいろなことに取り組もう
- ⑤ 思いやりをもって過ごそう
- ⑥ 相手の喜ぶ言葉をつかおう
- ⑦ 困ったりなやんだりしている人を助けよう
- ⑧ 進んで役立つ行動をしよう
- ⑨ あきらめずに何度でもチャレンジしよう



3 いじめの早期発見の取組

日ごろから子どもとコミュニケーションを深め、信頼関係を構築するとともに、複数の教職員による観察等を通し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、軽視することなく積極的にいじめを認知します。

(1) 日々の観察

- ・教職員が子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることを心掛け、児童のささいな変化に気付き、いじめの早期発見を図ります。
- ・子ども一人一人と学級担任とのコミュニケーションを深め、信頼関係を構築します。
- ・長休みや昼休み、清掃活動、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配り、「子どもたちがいるところには、教職員がいる」ことを心掛けます。
- ・「ほうれんそう（報告・連絡・相談）」を大切にし、気付いた情報を確実に共有することで、速やかな対応につなげます。

(2) 生活アンケート等の実施

- ・子どもの実態の早期発見に努めるために、年2回（6月、12月）の生活アンケートと、5年生では年1回のQ-U調査を実施します。
- ・必要に応じて、状況を適切に把握するためのアンケートや面談などを実施します。面談では、子どもの悩みや不安等を聞き取ります。

(3) 保護者との連携

- ・連絡帳等を活用し、保護者と日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築します。
- ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応します。

(4) 相談窓口の周知

- ・学級担任以外に、学年主任、教頭、生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーターが、子どもや保護者の相談窓口となります。
- ・教育委員会の相談窓口のほか、他の機関が設置している相談窓口について、子どもや保護者に周知します。

(5) 「旭南小いじめ対策委員会」での情報共有

- ・子どものささいな兆候や子どもからの訴えを学級担任などが抱え込まず、管理職に報告・相談するとともに「旭南小いじめ対策委員会」において、その情報を共有します。

※ 次のような場合であっても子どもの感じる被害性などに着目し、迅速で正確な事実関係の把握に努めます。

- けんかやふざけあい
- 好意から行っても相手に苦痛を与えている行為
- ネット上の悪口
- いじめられている状況を本人が否定している場合

4 いじめへの組織的対応

いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、他の業務に優先して、かつ、即日、情報を速やかに旭南小いじめ対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげます。

学級担任が一人で抱え込むことなく、支援チームをつくり組織的に対応します。

対応にあたっては、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添うとともに、いじめた子どもに対しては毅然とした指導により心からの反省を促します。また、いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方の保護者に、指導内容を含め、適切に情報を提供しながら、協力して解決を図ります。

(1) 対応策の検討と役割分担

- ・「旭南小いじめ対策委員会」で、どの教師がどの子どもの対応をするかなどの役割分担をします。

(2) 迅速な実態把握と適切な指導・支援

- ・いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方から聞き取った内容の事実関係を明らかにし、状況を正確に（いつ、どこで、誰が、何を、どのように、どの程度）把握します。
- ・いじめを受けた子どもおよび保護者の心情に寄り添い、心のケアを図ります。
- ・いじめた子どもに対する毅然とした指導を通し、心からの反省を促します。

(3) 広域（エリア）カウンセラー、関係機関との連携、調整

- ・状況に応じて広域（エリア）カウンセラーを活用するなど、教育相談体制の充実を図ります。
- ・状況に応じて関係機関（警察署、法務局、教育委員会等）と連携を図ります。
- ・犯罪行為と思われる事案が発生した際には、ためらわずに警察との連携を図ります。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの内容を正確に伝え、指導方針を説明して理解や協力を得るように努めるとともに、対応の経過や事後の子どもの状況等について、適切に情報を提供します。
- ・いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方の保護者と協議しながら、子どもが安心して学校生活を送れるようになるまで支援を継続します。

(5) 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、対処について協議します。

5 いじめ防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止に向けた取組を組織的に行うために、複数の教職員のほか、必要に応じて学校運営協議会委員の参加を得ていじめの防止等の対策のための組織を設置します。

- ・管理職、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーターにより、「旭南小いじめ対策委員会」を組織します。
- ・上記の教職員により、日常の情報の共有や対応方針の決定、対応状況の確認を行います。
- ・「旭南小いじめ対策委員会」は、必要に応じて開催し、基本方針や年間計画の策定、見直しを行います。また、学校運営協議会を開催し、情報の共有と対応状況の確認や協議を行います。

6 いじめ防止に向けた保護者や地域との連携

学校報やPTAなどを通し、学校のいじめ防止に向けての取組を説明するとともに、保護者や地域の方々と協議し、子どもを見守る体制づくりに努めます。

また、学校以外の相談窓口や救済制度等の活用について、広くお知らせします。

(1) 学校報・生徒指導だよりによる情報発信

- ・「学校いじめ防止基本方針」および本校のいじめ対策委員会の存在、取組について周知を徹底します。
- ・小・中学校や社会で起こっているいじめを含めた問題行動等の事例について情報を提供するとともに、保護者とともに考えるようにします。

(2) 学年・学級懇談における説明・協議

- ・PTA総会や学年・学級懇談等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設けます。
- ・学年・学級における現在の状況を説明するとともに、保護者からの情報提供を踏まえ、協議します。

(3) 講演会等の実施

- ・外部から専門家を招いて、講演会などを開催します。
- ・インターネットを使用する場合のルールやモラルについて書面での啓発やネット安全教室を開催し、ネットいじめの予防を図ります。

(4) ホームページの活用

- ・学校の取組を随時更新し、子どもの活動を紹介します。また、いじめ防止対策や対応についての啓発を行います。

(5) 相談窓口、相談機関の周知

- ・学校以外の相談窓口や救済制度などを紹介します。